

築上町告示第67号

平成26年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年8月25日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成26年9月4日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

工藤 政由君	小林 和政君
宮下 久雄君	西畑イツミ君
西口 周治君	塩田 昌生君
丸山 年弘君	吉元 成一君
武道 修司君	塩田 文男君
工藤 久司君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
田村 兼光君	

○9月8日に応招した議員

○9月9日に応招した議員

○9月10日に応招した議員

○9月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成26年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成26年9月4日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成26年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第2号 平成25年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第3号 平成25年度資産不足比率の報告について
 - 報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第6号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第64号 平成26年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第5 議案第65号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第6 議案第66号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第7 議案第67号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第8 認定第1号 平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成25年度築上町壺園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 認定第6号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第8号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第68号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第69号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第70号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第71号 築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第72号 築上町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第73号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第74号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第75号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第76号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第77号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第78号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第79号 物品売買契約の締結について
- 日程第32 議案第80号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について

日程第33 議案第81号 豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
 - ・提出された案件等の報告
 - ②町長の報告
 - 報告第2号 平成25年度健全化判断比率の報告について
 - 報告第3号 平成25年度資産不足比率の報告について
 - 報告第4号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第5号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第6号 株式会社つききプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第64号 平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第65号 平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第66号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第67号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 認定第1号 平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 平成25年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- いて
- 日程第15 認定第8号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第9号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第10号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第11号 平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第12号 平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第68号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第69号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第70号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第71号 築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第72号 築上町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第73号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第74号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第75号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第76号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第77号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第78号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第79号 物品売買契約の締結について
- 日程第32 議案第80号 辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第33 議案第81号 豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

出席議員（15名）

1番	工藤	政由君	2番	小林	和政君
3番	宮下	久雄君	4番	西畑	イツミ君
5番	西口	周治君	6番	塩田	昌生君
8番	丸山	年弘君	9番	吉元	成一君
10番	武道	修司君	11番	塩田	文男君
12番	工藤	久司君	13番	中島	英夫君
14番	田原	宗憲君	15番	信田	博見君
16番	田村	兼光君			

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	進 俊郎君			
会計管理者兼会計課長				麦田 厚子君
総務課長	則行 一松君	財政課長	八野 繁博君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	金井 泉君
税務課長	神崎 一浩君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	平塚 晴夫君	産業課長	田村 啓二君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	久保 和明君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	古田 和由君
総合管理課長	松田 洋一君	環境課長	進 信博君
農業委員会事務局長	...	西畑 尚幸君	商工課長	中野 康弘君
学校教育課長	繁永 和博君	生涯学習課長	宮尾 孝好君
代表監査委員	尾座本雅光君	監査事務局長	永野 隆信君

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定数に達していますので、平成26年第3回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会を招集いたしましたところ、全議員の参集を賜り大変ありがとうございます。6月から今回までの若干の町政の報告をさせていただきたいと思っております。

まず冒頭に、非常に、天候異変のために全国各地で、非常に災害もしくは人命が奪われているということで、特に広島県では大災害と、それから、福岡県でも志免町で警察官が1名、水路のほうに、道路と水路の境がわからなかったということで、水路に落ち込んで流されて、そのまま大きい川のほうに流されて行ったという不幸もあって、亡くなられた方に御冥福を申し上げるとともに、被災された方にはお見舞いをこの場を借りて申し上げたいと、このように考えているところでございます。

さて、基地の問題からまず御報告をいたしますけれども、皆さんのお手元にも御配付をしておると思っておりますけど、築城基地の滑走路延長ということで、これはかねてから相当、福岡防衛局、そして防衛省のほうに要望してまいっておりました。昨年から文書をもっていたしましたところ、今年、調査費を幾分かつけようというふうなことが省議で決定をされて、400万円、一応、調査費を財務省のほうに予算要求をするということで、これが8月29日付で発表されたということで、8月27日のほうには、当方には事前に、地方通知があったところでございます。本当に、非常に、地域住民はカメラミッションで騒音に、相当、悩まされておるといふふうな実情をずっと訴えてきたところ、何とかしようという運びになってきたところでございます。

今後、どのような形に調査が進むのか、また、今後の推移を見ながら、待っておる人の意見を防衛省のほうに要望していきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、F-15が沖縄のほうに、これが28年度に移転するという事になっている、そのかわりに三沢基地からF-2が築城基地に一応、所管外になると、これで人員が約50名を築城基地、動員すると、こういう方向性での計画が、通知を受けておるところでございます、御報告を申し上げておきたいと、このように考えておるところでございます。

あと、合併に関する事でございますけれども、合併してはや9年が経過しています。そして、東北の大震災等々、経験して震災地域についての財源措置という中で、一緒に合併した市町村にもさらに、いわゆる特例債の対応期間を5年間延長しようと、このようなことで決定がされておるところでございます。

そのために、今後、3月までに一応、新庁建設計画の見直しをいたしまして、県との協議を得た上で議会の皆さんに議決をしていただく予定をしておるところでございますので、その折はど

うぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

そしてあと、災害の部分でございますけど、ちょっと申し添えましたが、義援金箱を、これは広島市に送る義援金箱ということで、本町支所、それから社協の窓口を設置をしておりますので、ゴジョウダイのほうよろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、築城中学校の予算の関係で、皆さんにはいろいろ御心配をおかけしておりますが、アンケート実施をいたしましたところ、アンケートの世帯が子どものいる世帯を対象にということで、40%強の方からアンケートが、一応、回答していただいたところで、その中の80%強がこのまま築城中学校を早く建ててほしいという要望でございますし、2校体制でいってほしいという要望もございます。そういう形の中で、今回また、ぜひ皆さん方の御理解を得たく予算提案、一応、基本計画の提案をさせていただいたところでございます。

そして、本議会は決算議会が主でございますけれども、一般会計で10億を超える剰余金を出しておるところでございますけれども、報告が第3セクターの経理状況の報告等と、それから、財政の健全化報告ということで、5件、報告をさせていただいております。

それから一般会計ほか4件が補正予算、そして決算の認定が12件と、あと条例改正、若干、国の法律が変わった関係で、地区の修正等々の条例もありますけれども、11件、それから契約案件、これは液肥の車の契約をしようということで、これが1件、その他、他の団体との契約、そして、ということで、2件ほど計上をさせていただいて、合計、決算案件ともで、30議案を提案させていただいておりますのでよろしく御審議をいただきながら、承認、採択をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告を終わりました。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、11番、塩田文男議員、12番、工藤久司議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

○議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

9月1日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

9月4日木曜日と、本日は本会議で議案の上程、なお、議案第79号物品売買契約の締結について、及び議案第81号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更については、契約及び組合格約の案件です。よって、本日即決することとして協議をいたしました。

9月5日金曜日は議案考案日とします。

9月6日土曜日、7日、日曜日は休会とします。

9月8日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

9月9日火曜日は本会議で一般質問とします。

9月10日水曜日は一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会といたします。

9月11日木曜日は厚生文教常任委員会とします。

9月12日金曜日は産業建設常任委員会とします。

9月13日土曜日、14日日曜日、15日月曜日は休会とします。

9月16日火曜日は総務常任委員会とします。

9月17日水曜日は委員会予備日とします。9月18日木曜日は本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、委員会の審議については所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務管理については一般質問でお願いいたします。一般質問の受付締切は明日、9月5日、正午までといたします。

以上、会議は本日から9月18日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長報告のとおり、本日9月4日から18日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日、提案されています議案はお手元に配付していますように、議案第64号ほか29件です。

ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。

次に、町長から報告があります。報告第2号平成25年度健全化判断比率の報告について、報告第3号平成25年度資産不足比率の報告について、報告第4号しいだサンヨー株式会社の経営状況の報告について、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告についての5件を一括して報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。

○**財政課長（八野 繁博君）** 報告第2号平成25年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成25年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

報告第3号平成25年度資金不足比率報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成25年度資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

○**総務課長（則行 一松君）** 報告第4号しいだサンヨー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（平成22年法律第67号）第243条の3第2号の規定により別紙のとおり報告する。

報告第6号、株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。平成26年9月4日提出、築上町長、新川久三。

○**議長（田村 兼光君）** 新川町長。

○**町長（新川 久三君）** 報告第2号は、平成25年度健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、平成19年の6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき平成25年度の決算数値をもとに算出をした健全化判断比率の4指標を報告するものでございます。その4指標とは実質赤字公債費比率、それから連結実質赤字比率、それから、3番目が実質公債費比率、4番目が将来負担比率でございますが、平成25年度の決算におきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は11.6%、将来負担比率は65.3%となっておりますのでございます。

次に、報告第3号平成25年度資金不足の比率の報告でございますが、これも同じく19年6月に公布されました財政の健全化に関する法律に基づいての報告でございますが、本町では資金不足の比率は全くないということで御報告をいたしておきます。

それから、報告第4号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告についてでございます。本報告は、しいだサンコーの25年度の経営状況でございますが、純売上高が5,891万9,020円で、対前年比が717万2,671円の増収となったところでございます。これに対して営業費用は5,904万2,126円で、対前年比838万5,822円の増額となっております。差し引きで、経常利益が17万2,000円で、税引き後の当期純利益が10万6,276円となっております。

次に、報告第5号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。当期の経営状況は売り上げ利益が1,743万9,016円で、対前年比に対して108万2,267円の、収入は少なくなっております。これに対して、営業費用、販売費及び一般管理費等々でございますが、1,600万4,497円でございます。109万2,946円、これも減額となっております。そして、経常利益金額は150万1,968円で、当期純利益金は131万9,472円となり、昨年に引き続き黒字となっております。

次に、報告第6号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございます。当期の経営状況は純売上高が9,847万1,973円で、前年度に対し139万8,774円の増収でございます。これに対して、営業費用は897万4,942円で、前年に対して、174万2,350円の、これは費用も増加となっております。経常利益は936万235円でございます。当期純利益は687万5,435円となっております。この中から町のほうに200万円ほど寄附金をいただいております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） これで説明は終わりました。

日程第4. 議案第64号

日程第5. 議案第65号

日程第6. 議案第66号

日程第7. 議案第67号

○議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第64号平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第7、議案第67号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでを会議規則第37条の規制により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第67号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第4、議案第64号平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第7、議案第67号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題とします。職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第64号平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第65号平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第66号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第67号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成26年9月4日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第64号は、平成26年度築上町一般会計補正予算（第2号）でございます。本予算は既定の歳入歳出予算の総額98億4,610万円に3億4,980万円を追加をいたしまして101億9,590万円に定めるものでございます。

歳出から先に申しますけれども、歳出の主なものは鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業ということで4,094万4,000円を計上させていただいて、これは主に国から交付金をいただいてネットのお金は主な事業です。

それから、民生安定事業設備費ということで、学習等共用施設に太陽光の発電施設をやろうということで、4カ所ほど計画をしておりますが、2,130万円、それからスポーツ施設改修事業費ということで、これは築城の体育館のほう非常に屋根が損傷しているということで3,810万円ほど計上。それからあと、築城中学校の基本計画の計画費、前回に続きまして2,250万円も計上をさせていただいております。

歳入の主なものは、国からの交付金が地域活性化効果実感臨時交付金と、これが4,283万9,000円、これは国からの交付金。それから、防衛施設周辺民生安定事業の補助金1,753万円2,000円、それから鳥獣、先ほど申しました、歳出のほうで申しましたが、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金4,078万9,000円ということで、大体、これが100%の事業でございます。それからあと、前年度の繰越金を2億2,284万9,000円ほど計上させていただ

いておるところでございます。

次に、**議案第65号**平成26年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、本予算は歳入歳出の予算の総額を212万円に、既定の歳入歳出予算、30万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を242万円とするものでございますが、これは滞納者に対する弁護士で訴訟しなければ時効になるというふうなことで訴訟を検討して、弁護士費用を計上させていただいております。

次に、**議案第66号**は平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額28億5,303万5,000円に50万円を追加させていただきまして、28億5,353万5,000円と定めるものでございます。補正の主な内容は第三者納付金の増額と、それから国民健康保険税納付に対する過誤納付金の還付等に要する還付加算金等々の予算でございます。歳入の主なものは、第三者納付金50万円、それから歳出の主なものは国民健康保険税に関する過誤納付還付金20万円を計上、それから還付加算金30万円と、一応その補正でございます。

次に、**議案第67号**平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額3億1,505万5,000円に対しまして、899万3,000円を追加いたしまして総額を3億2,404万8,000円と定めるものでございます。補正の主なものは決算繰越額を計上いたしまして、保険料収納繰り越しに伴う福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を計上するものでございます。歳入は前年度の繰越金を899万3,000円、充てようというものでございます。あとは、歳出は県の連合への負担金ということで899万3,000円を（ ）でございます。

4議案とも、よろしく御審議をいただきながら御採択をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8. 認定第1号

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

日程第16. 認定第9号

日程第17. 認定第10号

日程第18. 認定第11号

日程第19. 認定第12号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第8、認定第1号平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第12号までは一括議題とすること決定しました。

日程第8、認定第1号平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、認定第12号平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 認定第1号平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町一般会計歳入歳出予算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第2号平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第3号平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号平成25年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自

治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第8号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第9号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第10号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第11号平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第12号平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成26年9月4日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 認定第1号は、平成25年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額116億247万8,647円、歳出総額100億8,047万1,594円、歳入歳出の差し引き額は15億2,200万7,053円です。

翌年度へ繰り越した一般財源は6,935万9,000円、実質収支額は14億5,264万8,053円。単年度収支が2億7,505万2,825円、実質単年度収支は4億5,869万3,815円の数値となっております。主要な施策等は、決算付属資料に掲載させていただいておりますので、どうぞ御参照していただきながら決算の中身に御利用いただければ幸いというところでございます。

次に、認定第2号平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。本予算は、歳入総額が1,386万5,468円、歳出総額2億9,678万1,087円で、歳入歳出の差し引きは2億8,291万5,619円の赤字となっております。この不足額は、平成26年度の歳入予定金額から繰り上げ流用をいたして補填をしております。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、その滞納状況でございますけれども、現在の滞納が4億9,289万8,433円、調定が5億3,351万902円。収納金額が978万1,217円、不納欠損が67万2,252円、収納率は1.96%となっております。

次に、認定4号平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本決算は、歳入の総額2万9,220円、歳出総額ゼロ（「3号やろ」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。失礼しました。認定3号平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。本予算は歳入総額が460万3,370円、歳出総額が220万233円でございます。その差し引きは240万3,137円でございます。

次に、先ほどちょっと飛びましたけど、認定第4号、平成25年度の築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額が2万9,220円、歳出総額がゼロということになっております。これも、非常に回収が困難な状況になっておりますので、冒頭、申しましたけれども、予算のときに申しましたけれども、弁護士で訴訟しなければ時効に落ちるというような状況になっておるので、非常に困難なものでございます。

それから、認定第5号平成25年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額が389万6,379円、歳出総額が313万2,141円、歳入歳出の差し引き額が76万4,238円でございます。昨年、売れたのが小が3基、販売ができておるところでございます。

それから、認定第6号平成25年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額が26億3,067万9,499円、歳出総額が27億1,312万742円、歳入差し引きの差し引き額が8,363万3,225円の赤字となっております。

単年度収支は、7,212万2,654円の黒字となっております。この赤字の総額は26年度の歳入から繰上げ（ ）を補填しておりますが、24年度の赤字分は半分ぐらい黒字になったということで、赤字額が減少をいたしました。

次に、認定第7号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額が2億9,504万4,202円でございます。歳出総額が2億8,604万9,071円。歳入歳出の差し引き額が899万4,931円でございます。この黒字については、平成25年度の保険料収入でございますので、26年度で福岡県の後期高齢者の保険金に納付をしなければならないというものでございますので、1カ月おくれで納めておるということで御理解のほどお願い申し上げます。

次に、認定第8号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、これは旧築城の下水道でございます。歳入総額は2億1,971万3,093円。歳出総額は2億1,091万5,788円ということで、差し引きは879万7,305円の黒字

でございます。

次に、**認定第9号**平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額2億8,383万114円、歳出総額は2億6,614万902円、歳入歳出差し引き額は2,321万5,212円でございます。翌年度に繰り越した財源は1,028万円でございます。実質収支額は1,293万5,212円でございます。この下水道も今年度、椎田南部の分は供用開始の予定でございます。

認定第10号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額が4億7,262万49円、歳出総額4億6,126万5,573円、差し引き額が1,135万4,476円。翌年度へ繰り越した財源が700万円でございます。実質収支額は435万4,467円となっております。

次に、**認定第11号**平成25年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額2億5,848万8,402円、歳出総額が2億3,735万5,528円でございます。差し引きが2,113万2,874円。翌年度へ繰り越した財源が1,410万6,000円でございます。実質収支額が702万6,874円となっております。

次に、**認定第12号**平成25年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。本決算は営業収益が2億3,665万1,916円、営業外収益が4億6,921万7,000円で、総収益が2億3,112万1,133円でございます。

実質支出につきましては、営業費用が1億8,464万1,213円、営業外費用1,772万5,978円、総費用は2億236万7,191円で、当年度の純利益が2,875万3,942円となっております。

資本的収支については、消費税込みで296万6,250円。総支出が9,016万9,820円となっております。不足額8,720万3,574円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度の消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしておるところでございます。

内容といたしましては、収入が工事負担金296万6,250円。支出は建設改良費としてと改良事業と、それから浄水器の購入費ということで823万6,706円。それから、企業債の償還金が8,193万8,118円となっております。

12の歳入歳出決算の認定案でございます。よろしく御認定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） それでは、ここで代表監査委員に決算の監査結果の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いします。

○代表監査委員（尾座本雅光君） おはようございます。代表監査委員の尾座本です。

築上町の平成25年度の決算における審査を7月の22月から8月の5日にかけて、監査

事務局で丸山監査委員さんと実施をいたしました。その結果につきまして御報告を申し上げます。

平成25年度一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入が116億247万8,647円であり、歳出は100億8,047万1,594円であり、差し引きますと、10億2,200万7,053円であり、実質収支は14億5,260万8,053円の黒字となっています。

単年度収支は2億7,505万2,825円の黒字となっています。特別会計の合算額ですが、歳入が41億8,276万9,796円です。歳出は44億7,262万7,247円であり、差し引きますと2億8,985万7,451円の赤字であります。実質収支においても、3億2,112万3,451円の赤字となっており、単年度収支は7,653万2,746円の黒字となっています。

そこで、一般会計と特別会計を合わせた総決算額ですが、歳入は157億8,524万8,443円です。歳出は145億5,309万8,841円で、差し引きますと12億3,214万9,602円となります。実質収支は11億3,140万4,602円の黒字となっています。単年度収支は3億5,115万8,000円、3億5,158万5,171円の黒字失礼しました。実質単年度収支も5億3,522万6,561円の黒字であります。

平成25年度の決算統計調査では経常収支比率が90.1ポイント、対前年度ポイント、財政力指数は0.330ポイント、対前年度0.006ポイントの改善となっております。

また、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づく4指標では実質赤字比率、連結実質赤字比率は比率なし。実質公債費率は14.6ポイント、対前年度1.2ポイントの改善となっております。将来負担比率は65.3ポイント、対前年度10.1ポイントの改善となっております。資金不足比率は各会計とも比率なしとなっております。地方公共税の削減が予想される今、自主財源の確保、適切な予算執行を行い、財政の健全化につなぐことを望むものであります。

また、一般会計住宅新築資金等貸付事業特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計におきましては、それぞれ3,193万1,449円、67万2,252円、1,113万6,570円、12万9,830円の不納欠損処分が行われてます。

町税、保険税、それから住宅家賃、及び貸付金等の収支、未済額の増加、不納欠損の発生は行政の計画的な執行に支障を来すもののみならず、これを放置することは負担の公平性を欠いて、ひいては行政に対する信頼を失いかねないというものであります。今後、収納益の向上に努め、収入未済額の縮減に実効ある対策を講じられるよう要望いたします。

次に、水道事業会計決算の上程であります。総収益は2億3,112万1,133円、総費用は236万7,119円であり、当年度、純利益額は2,875万3,942円で、前年度純利益額が3,734万8,293円に比べ、859万4,351円の減となっております。

単年度の経常状況は安定傾向にあると思われませんが、より一層の収益の向上を目指すよう要望

いたします。特に、収益の根幹となる有収率は当年度82.0%で、前年度の78.4%に対してわずかに改善はいたしていますが、依然として低い数字にあります。その原因に努めるとともに、水道料金の収納率向上に一層の努力をされることを要望いたしまして監査報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 御苦労さまでした。

日程第20. 議案第68号

日程第21. 議案第69号

日程第22. 議案第70号

日程第23. 議案第71号

日程第24. 議案第72号

日程第25. 議案第73号

日程第26. 議案第74号

日程第27. 議案第75号

日程第28. 議案第76号

日程第29. 議案第77号

日程第30. 議案第78号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第20、議案第68号築上町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第30、議案第78号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第78号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第20、議案第68号築上町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第30、議案第78号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第68号築上町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第69号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

て、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第70号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第71号築上町鳥獣被害対策実施隊の条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第72号築上町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第73号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第74号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第75号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第76号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第77号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第78号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成26年9月4日、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第68号は、築上町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本条例案は子ども子育て支援法の制定に伴いまして、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が必要になりました。そのために、法に基づいてこの条例を制定をするものでございます。

議案第69号、この条例は築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますけれども、本案もさきの68号の議案と同様に法律によってこの基準を設けなければならないというふうなことでございまして、関係（ ）の整備に関する法律による児童福祉法の改正等々に伴いまして家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が定めるものでございます。

次に、議案第70号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてということで、これも法の子ども子育て支援法及びもろもろの法律の一部改正がござい

まして、この放課後児童健全育成型事業についても基準を定めるというふうなことで提案をさせていただいておるところでございます。

次に、**議案第71号**築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてということで、本条例案は農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等、その他被害防止施策を適切に実施を行うために、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特例措置に関する法律というのがございます。この条例に基づきまして条例を制定するものでございます。

次に、**議案第72号**築上町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、本案は前の予算のときも申しましたけれども、築上町椎田駅前周辺活性化促進事業資金の貸付金返還収納について必要な訴え、提起、和解及び調定に関し、迅速に事務処理をする必要があるために条例の一部を変えさせていただくものでございます。

次に、**議案第73号**築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定でございますが、行政機関個人情報保護法で行政機関の職員、自宅業務従事者及び個人情報の介助を受けた者が行った一定の不正行為に関する罰則が、規定がされております。町条例では、この罰則、今までなかったんで、この実効性を担保するために条例の一部を改正して罰則を設けるものでございます。

次に、**議案第74号**築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、**議案第75号**築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案でございますが、本案は築上町鳥獣被害対策実施隊の設置に伴い実施隊の任命した方については、非常勤の特別職ということで報酬を支給するために報酬条例を改正するものでございます。

次に、**議案第76号**築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案も地方公務員法の改正に伴いまして築上町職員の給与に関する条例を準じて改正するものでございます。

議案第77号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これも地方公務員法の改正に伴い、これに準じて築上町旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

それから、**議案第78号**築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例は2割軽減の申請制度廃止及び特定継続世帯の世帯平等割額減額制度についての条例改正の際に改正内容に遺漏がございました。それで、今回、申しわけないんですけど、準則通りの改正をさせていただくため制定をいたしておるところでございます。

なお、事務については準則どおりの事務を行ってるみたいですけど、遺漏があったということ

で申しわけなく、今回、提案をして改正時まで遡及をさせていただくということでございます。この件については、誠に申しわけございませんでしたけれど、遺漏ということで御理解を願いたいと思います。

以上です。

日程第31. 議案第79号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。

日程第31、議案第79号物品売買契約の締結については契約案件です。よって、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は、委員会付託を省略し、本日、即決することに決定しました。

日程第31、議案第79号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第79号物品売買契約の締結について、がんばる地域交付金事業、液肥散布用バキューム車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成26年9月4日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第79号は物品の売買契約の締結でございます。

本案は液肥散布用バキューム車の購入でございますが、本契約は平成26年の7月24日に3社による指名競争入札を行い、結果は別紙入札結果表のとおりでございます。

三菱ふそうトラックバス、それから九州ふそう中津日田支店が消費税込みで1,025万4,400円で落札をいたして、仮契約を現在、いたしておるところでございます。本契約は議決後に本契約ということになりますのでよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

なお、4トン車ということで、1台を購入するものでございます。

○議長（田村 兼光君） 終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） この説明書を読みますと、辞退されたところが1社ありますが、どういう理由で辞退されたのか、わかれば教えてください。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 財政課の八野です。1社、辞退しておりますけれども、辞退理由がこの時期がモデルチェンジの時期ということで、参加できないということで辞退届が出ておりま

す。以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） モデルチェンジするから辞退と、今、言われたんですか。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 財政八野ですけど。モデルチェンジのために該当の車種がないということで、そういう理由で辞退届を事前に提出されております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） この売買契約をするときは、どういう機種でどうこうとか、そういうのは出さないで、この入札に参加された業者の持っている車種、そういうので入札が行われる、それとも事前に、こういう形で、こういう機種でとかいう説明があったわけでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 財政課の八野です。お手元の資料に追加資料、議案資料というのが配付されておりますけど、この中に仕様書というのがつけられておりますけれども、この仕様書を配付しまして入札に参加するという形でとっております。この仕様書を見て、業者のほうで辞退届が出たということでございます。

○議長（田村 兼光君） 説明が、女性の方、入札関係があまりあれやから、わかりやすう、説明してやってよ。

○財政課長（八野 繁博君） はい、すいません。気をつけます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第79号について採決を行います。議案第79号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第80号

○議長（田村 兼光君） 日程第32、議案第80号辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第80号辺地に係る公的施設の総合整備計画の変更について、平成22年3月17日付、議案第29号をもって議決された辺地に係る公的施設の総合整備計画について、別紙のとおり変更する。平成26年9月4日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第80号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更でございます。本案は辺地に係る公共的整備で、町道さわだ線の、一応今、事業を行っておりますが、まだこれが延長しなければいけないというようなことで、整備計画を変更する必要が生じました。

このために、財政上の特別処置に関する法律等々、これが辺地でございますけれど、5項による規定により、議会の議決が必要になってまいります。そういうことで、よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第33. 議案第81号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。

日程第33、議案第81号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更については、組合規約の案件です。よって会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第33、議案第81号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第81号豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号第252条の7第2項）の規定により、豊築地区障害程度区分認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更する。平成26年9月4日提出、築上町長、新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第81号は、豊築地区の障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更でございますが、本案は地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保険福祉施策を講じ

るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。

そして、障害者自立支援法の一部改正が行われまして、これに伴う規約を変更するものでございます。これも字句の修正が主なものとなっておりますのでございます。よろしく御審議をいただき御採択をお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明、終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありますか、反対意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから、議案第81号について採決を行います。議案第81号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは明日の正午までとします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。

午前11時15分散会
